

名取市障害福祉計画

平成 18 年度から平成 20 年度

平成 19 年 3 月

名取市

目次

第1章 計画の基本理念及び計画の位置づけについて	1
第1節 計画の基本理念	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2
第4節 障害者自立支援法に基づくサービス内容	3
第5節 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービスについて	4
第2章 平成23年度の目標値の設定	5
第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行目標	5
第2節 入院中の精神障がい者の地域生活への移行目標	6
第3節 福祉施設から一般就労への移行目標	6
第3章 障害福祉サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策	7
第1節 訪問系サービス	7
第2節 日中活動系サービス	9
第3節 居住系サービス	10
第4節 相談支援	11
第4章 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策	12
第1節 障害者相談支援事業	12
第2節 地域活動支援センター事業	13
第3節 コミュニケーション支援事業	13
第4節 日常生活用具給付等事業	14
第5節 移動支援事業	14
第6節 その他の事業	15
第5章 計画の推進にあたって	16
第1節 計画の推進体制	16
第2節 計画の進行管理	16

第 1 章 計画の基本理念及び計画の位置づけについて

第 1 節 計画の基本理念

障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、国の基本指針に掲げる以下の点に配慮して、「名取市障害者計画」の基本理念である「ともに生き、ともに支え合い、生きがいのある地域づくり～障がいのある人が、地域で安心して生活するために～」の実現に向けて、名取市障害福祉計画を策定するものです。

理念 1 障がいのある人の「自己決定」と「自己選択」の尊重

障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現が図られるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

理念 2 実施主体の市への統一と 3 障がいに係る制度の一元化

障害福祉サービスの実施主体を市とし、これまで身体障がい、知的障がい、精神障がいに分かれていた制度を一元化し、どの障がいのある人も等しく障害福祉サービスを受けることができるようにします。

理念 3 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所から地域生活への移行、また障がいのある人の就労支援などの新たな課題に対応できるよう、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

第 2 節 計画の位置づけ

名取市障害福祉計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、「名取市障害者計画」を踏まえ、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画です。

第3節 計画の期間

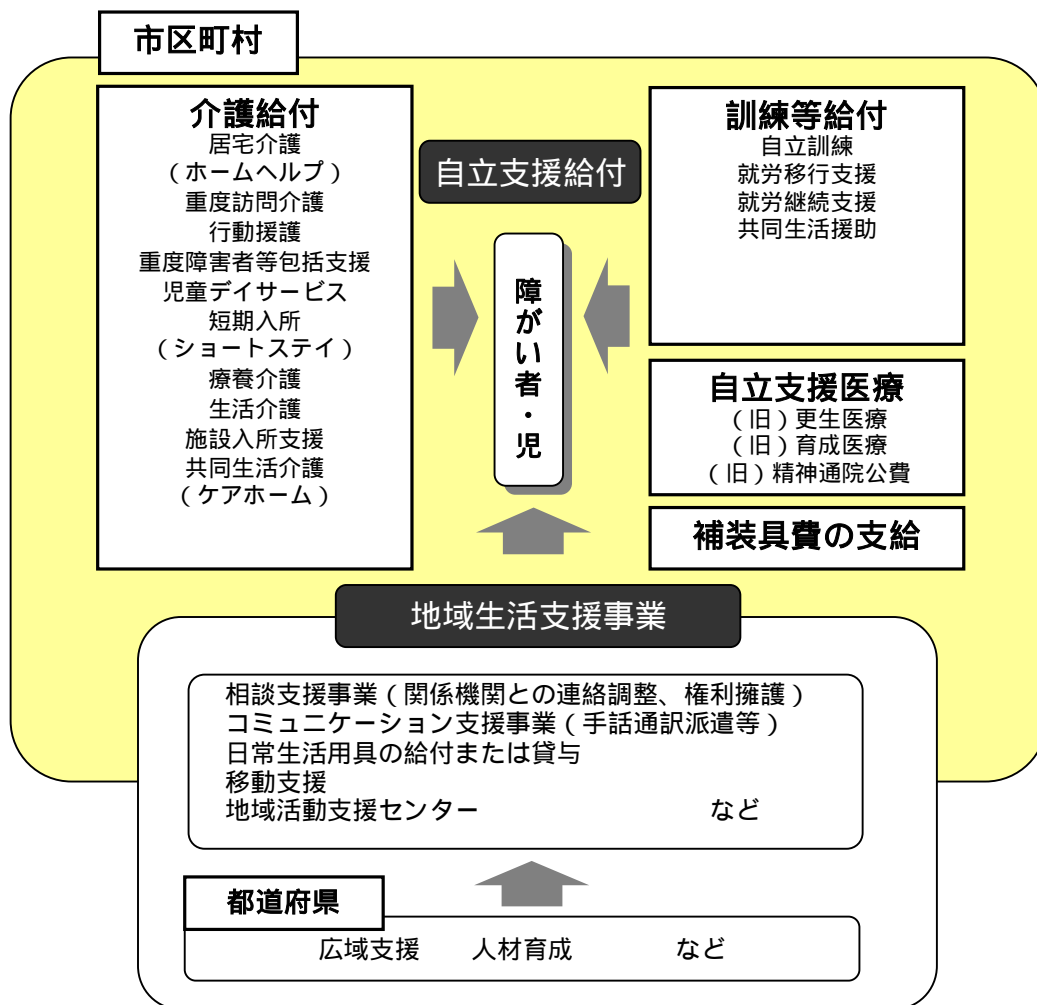
本計画は、障害者自立支援法が施行された平成 18 年度を初年度とした平成 20 年度末までの 3 ヶ年とします。

なお、平成 20 年度末までに必要な見直しを行い、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 ヶ年を計画期間とする第 2 期計画を定めます。

第4節 障害者自立支援法に基づくサービス内容

障害者自立支援法に基づき、平成18年10月から提供されるサービスは大きく分けて、全国一律の基準で実施する「自立支援給付」と地域特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態により地方自治体を実施する「地域生活支援事業」の2つがあります。また、自立支援給付は「障害福祉サービス」「自立支援医療」「補装具費」に分かれます。

新制度によるサービスの全体像



第5節 自立支援給付・地域生活支援事業以外のサービス について

名取市がこれまで行ってきた障がいのある人に対するサービスの中で、自立支援給付又は地域生活支援事業の体系への位置づけを行わない市独自の事業があります。

これらのサービスについては、当面の間現行と同様のサービスの提供を行うとともに、今後、新サービス体系への移行を含めた適切な事業の位置づけの検討を行います。

第 2 章 平成 23 年度の目標値の設定

障がい者の地域生活移行や一般就労への移行を進める観点から、以下の数値目標を設定します。

第 1 節 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム等に移行する障がい者の数を 6 人分見込みます。

事 項	数 値	備 考
現在の施設入所者数 A	45 人	平成 17 年 10 月 1 日現在
目標年度入所者数 B	43 人	平成 23 年度末時点の利用人数
【目標値】 削減見込み C	2 人	A - B
【目標値】 地域生活移行者数 D	6 人	施設入所からグループホーム・ ケアホームに移行する者の数
地 域 移 行 率	13.3%	D / A
施 設 退 所 率	4.4%	C / A

第2節 入院中の精神障がい者の地域生活への移行目標

平成23年度末までに、精神科病院入院患者のうち受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人の社会的入院の解消を目指し、平成23年度末における減少目標値を設定します。

事 項	数 値	備 考
現 在 数	49 人	現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減 少 数	15 人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

第3節 福祉施設から一般就労への移行目標

平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する目標値を設定します。

事 項	数 値	備 考
現在の年間一般就労 移 行 者 数	0 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度における年 間一般就労移行者数	3 人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

第 3 章 障害福祉サービスの見込み量及び見込み量 確保のための方策

第 1 節 訪問系サービス

1. 居宅介護（ホームヘルプサービス）

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

2. 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

3. 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

4. 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込み量】

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
居 宅 介 護				
重度訪問介護	3,640	4,004	4,404	5,860
行 動 援 護	時間分	時間分	時間分	時間分
重度障害者等 包 括 支 援				

見込み量の考え方

支援費制度に基づくホームヘルプサービス利用者数を基礎として、支援費制度以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たなサービス利用者を勘案し、毎年 1 割の伸びを見込みます。

見込み量確保のための方策

サービス提供事業者に対し、円滑な受け入れができるようヘルパーの人材確保や、ヘルパーの質の向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進を図ります。

第2節 日中活動系サービス

1. 生活介護

常に介護を必要とする人に、施設で昼間に、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

2. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間内で身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

3. 就労移行支援

一般企業等に就労を希望する人に、定められた期間内で就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行います。

4. 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行います。

5. 療養介護

医療を要し、常に介護が必要な人に、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

6. 児童デイサービス

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

7. 短期入所

介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【サービス見込み量】（一月当たり）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
生活介護	828 人日分	1,024 人日分	1,198 人日分	1,486 人日分
自立訓練（機能訓練）	110 人日分	154 人日分	176 人日分	242 人日分
自立訓練（生活訓練）	110 人日分	154 人日分	220 人日分	220 人日分
就労移行支援	66 人日分	88 人日分	132 人日分	220 人日分
就労継続支援（A型）	22 人日分	44 人日分	44 人日分	44 人日分
就労継続支援（B型）	660 人日分	880 人日分	1,100 人日分	1,364 人日分
療養介護	1 人分	2 人分	2 人分	3 人分
児童デイサービス	484 人日分	508 人日分	533 人日分	618 人日分
短期入所	27 人日分	34 人日分	35 人日分	35 人日分

見込み量の考え方

旧サービス体系の利用者数を基礎として、平成 18 年度から平成 23 年度までの利用者数の伸び、施設から地域生活への移行、退院可能精神障害者による新たな利用等を勘案し見込み量を定めました。

見込み量確保のための方策

- ・障がいのある人の就労機会拡大のため、関係機関と連携し、雇用に対する理解と協力の啓発を図ります。
- ・介護者の疾病や冠婚葬祭など、一時的に障がいのある人の介護が困難となった場合、短期入所の受け入れ体制の充実に向けて、社会福祉法人等に働きかけていきます。

第 3 節 居住系サービス

1. 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

2. 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

3. 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込み量】（一月当たり）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
共同生活援助	28 人分	31 人分	39 人分	59 人分
共同生活介護				
施設入所支援	0 人分	10 人分	30 人分	50 人分

見込み量の考え方

旧サービス体系の入所施設、グループホーム・ケアホーム利用者数を基礎とし、平成 18 年度から平成 23 年度までの利用者数の伸び、退院可能精神障害者による新たな利用等を勘案し見込み量を定めました。なお、施設入所支援については、一時的な利用も見込んでおります。

見込み量確保のための方策

障がいの程度や社会適応能力などにより、生活形態を選択できるようグループホーム・ケアホームの整備を社会福祉法人等に働きかけるとともに、障がいのある人について、地域住民の理解を促します。

第4節 相談支援

障害福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がいのある人に、計画的なプログラム等の必要な相談を提供します。

【サービス見込み量】（一月当たり）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相 談 支 援	9人分	10人分	11人分	15人分

第4章 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量 確保のための方策

障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、障がいのある人やその保護者等の福祉の増進を図ります。

第1節 障害者相談支援事業

障がいのある人、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。

また、相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方等を協議、調整します。

見込み量（事業実施見込みか所数）

単位：か所

区 分		18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援 事業	障害者相談支援事業	2	2	2	2
	地域自立支援協議会	1	1	1	1

見込み量確保のための方策

- ・現在、2つの社会福祉法人に事業を委託し相談支援を行っていますが、今後もこの体制を維持していくよう努めます。
- ・相談支援の充実に向けて、相談支援にかかわる関係機関のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。

第2節 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。

見込み量（事業実施見込みか所数および利用見込み者数） 単位：人

区 分	18年度		19年度		20年度		23年度	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
地域活動支援センター 型	1	61	1	65	1	69	1	80

見込み量確保のための方策

社会福祉法人みのり会において、この事業を実施していますが、今後もこの体制を維持していくよう努めます。

第3節 コミュニケーション支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、他者との意思疎通の円滑化を図ります。

見込み量（利用見込み者数）

区 分	18年度	19年度	20年度	23年度
要約筆記者派遣事業	4件	5件	7件	10件
手話通訳者派遣事業	20人	72人	80人	105人

見込み量確保のための方策

県ろうあ協会等との連携により、手話通訳者や要約筆記者の派遣について、今後もこの体制を維持していくよう努めます。

第4節 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の便宜を図ります。

見込み量（利用見込み件数）

単位：件

区 分	18年度	19年度	20年度	23年度
介護・訓練支援用具	7	8	9	11
自立生活支援用具	4	10	10	11
在宅療養等支援用具	10	9	7	10
情報・意思疎通支援用具	10	8	8	10
排せつ管理支援用具	53	55	60	65
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	2	2	3
合計	85	92	96	110

第5節 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。

見込み量（利用見込み）

区 分	18年度	19年度	20年度	23年度
実施見込みか所数（か所）	6	8	10	10
利用見込み者数（人）	21	22	24	30
延べ利用見込み時間数（時間）	37	144	158	209

見込み量確保のための方策

適切なサービス提供のために、サービス提供事業者へ人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

第6節 その他の事業

1. 日中一時支援事業

障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の一時的な休息を図ります。

見込み量（利用見込み）

区 分	18年度	19年度	20年度	23年度
利用見込み者数（人）	60	70	77	100

2. 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持等を図ります。

見込み量（利用見込み）

区 分	18年度	19年度	20年度	23年度
利用見込み者数（人）	7	7	8	10

3. 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

障がいのある人の運転免許取得費または自動車改造費の一部を助成します。

見込み量（利用見込み）

単位：人

区 分	18年度	19年度	20年度	23年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	4	4	6	8

4. スポーツ・レクリエーション教室開催等事業補助金交付事業

障がいのある人の参加の促進を図るため、教室や大会を開催した場合に事業に要する経費の一部を助成します。

見込み量（補助金交付見込み）

単位：回数

区 分	18年度	19年度	20年度	23年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業補助金交付事業	1	1	1	2

第 5 章 計画の推進にあたって

第 1 節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障がい者と家族、関係団体、サービス提供事業者及び関係機関との連携のもと、総合的・一体的に取り組んでいきます。

また、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす地域自立支援協議会の意見・提案を踏まえながら、計画的に事業を推進していきます。

第 2 節 計画の進行管理

市は、サービス提供事業者等の協力を得ながら障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施状況を調査し、サービス利用量などについて点検をしていきます。また、地域自立支援協議会からの意見を踏まえながら、サービス提供に関わる課題や取り組み方針等について検討していきます。

点検結果は、平成 20 年度に策定する第二期障害福祉計画に反映していきます。

名取市障害福祉計画

発行年月日：平成 19 年 3 月

編 集：名取市 健康福祉部 社会福祉課

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80

TEL (022) 384-2111 FAX (022) 384-2101.